東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十三号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十四号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和三年度」の下に「及び令和四年度」を加える。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十六号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号中「千二百円」を「二千四百円」に、「七百円」を「八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項に規定する指定特定手続を行った者が、同項の規定により同法第六条第一項に規定する磁気ディスクへの記録を求める場合に納付しなければならない手数料については、この政令による改正後の第五条の表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一